

学校における感染症の出席停止の手順について

印西市教育委員会指導課

学校（園）は幼児・児童・生徒が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされております。

対象となる感染症の種類および出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18条・第19条）に規定されております。

医師により感染症と診断された場合は、以下のフローチャートに従い、対応をお願いします。

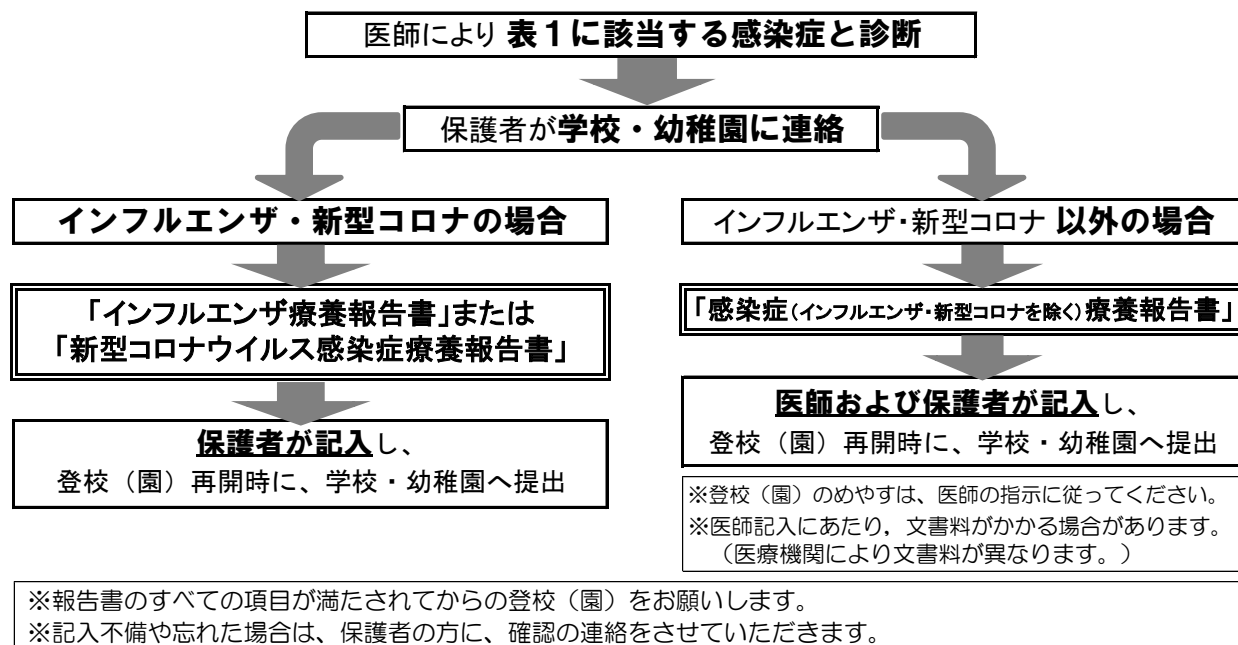


表1

学校における感染症		出席停止期間	医師記入のめやす	登校のめやす
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱	治癒するまで	再受診時記入	登校（園）前に再受診し、確認すること
	痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病			
第二種	ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	再受診時記入	登校（園）前に再受診し、確認すること
	重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群			
	特定鳥インフルエンザ			
	百日咳			
	麻疹（はしか）			
	流行性耳下腺炎（おたふく）			
	風しん（三日はしか）			
	水痘（水ぼうそう）			
第三種	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	診断時記入	医師の指示に従い、登校（園）すること
	結核			
その他の感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	診断時記入	医師の指示に従い、登校（園）すること
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス、パラチフス			
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎			
	A群溶連菌感染症			
	ウイルス性肝炎			
	感染性胃腸炎			
	マイコプラズマ肺炎			
第二種	伝染性紅斑（りんご病）	医師において感染のおそれがないと認めるまで（欠席の必要性がなければ提出不要です。）	保護者記入	出席停止期間に従うこと
	ヘルパンギーナ			
	手足口病			
	伝染性膿痂疹（とびひ）			
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児3日）を経過するまで	保護者記入	出席停止期間に従うこと
	新型コロナウイルス感染症 （令和2年1月に報告されたベータコロナウイルス属に限る）			